

○厚生労働省告示第百九十二号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の五第四項及び第十条の三第五項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第一条の三第一号並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）の規定に基づき、平成三十年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項並びに附則第十三条第一項、第二十五条及び第三十条の規定により公示し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

区 分	率 又 は 額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・○○○○九七
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九九六〇五

省令第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	〇・九九五八一
省令第八条の二に規定する厚生労働大臣が定める率	〇・九七四二六一二五 二一六〇
省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・〇八一二五
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	四十一万四千八百九十 四円
省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額（平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間のものに限る。）	四十二万千八十四円
省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のものに限る。）	円 四十万八千八百二十九
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	〇・〇〇〇〇九七
省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇四三一七
省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・九六二九四
省令第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	〇・四八六二〇
前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する	五百六十六万六百三十

政令第一条の三第一号に規定する厚生労働大臣が定める額	円
省令第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	〇・九八四〇三
省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額	二百三十円
省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額（平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間のものに限る。）	六十六円
省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のものに限る。）	五十円
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円五十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	〇・〇〇〇〇七九
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・一一八八四
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・一一二一二
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	五万九千三百九十円
省令第三十八条の二に規定する総報酬割概算負担率	〇・〇二一六〇七九七
省令第三十九条の二に規定する加入者一人当たり負担額（平成二十八	五万三千六百八十円

<p>年四月一日から同年九月三十日までの間のものに限る。）</p>	
<p>省令第三十九条の二に規定する加入者一人当たり負担額（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のものに限る。）</p>	<p>五万三千九百四円</p>
<p>省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額</p>	<p>三円九十銭</p>
<p>省令附則第二条第三項に規定する確定補正係数（平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間のものに限る。）</p>	<p>一・〇八〇七八</p>
<p>省令附則第二条第三項に規定する確定補正係数（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のものに限る。）</p>	<p>一・〇九三三九</p>
<p>省令附則第三条第三項に規定する補正後確定補正係数</p>	<p>一・〇九三三九</p>
<p>省令附則第六条に規定する補正後加入者一人当たり負担額</p>	<p>五万四千四百八十五円</p>
<p>省令附則第二十三条に規定する加入者一人当たり負担見込額</p>	<p>一円十五銭</p>
<p>省令附則第二十四条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額</p>	<p>三十三銭</p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率（平成二十八年四月一日か</p>	<p>〇・〇〇一四七〇五六</p>

<p>ら同年九月三十日までの間のものに限る。)</p>	
<p>法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率(平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のものに限る。)</p>	<p>○・〇〇一五三〇五九</p>
<p>法附則第十四条の三第五項に規定する支援金確定拠出率(平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間のものに限る。)</p>	<p>○・〇一三三二六四一</p>
<p>法附則第十四条の三第五項に規定する支援金確定拠出率(平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のものに限る。)</p>	<p>○・〇一三四九一五五</p>